

（午前9時31分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。

本日より一般質問に入りますが、会議が開く前に、議長より一言お願い申し上げます。会議のできるだけ円滑な進行を進めていきたいと思っておりますので、議員各位、そして答弁される理事者をお願いいたしますが、質問を聞きもらされた場合、あるいは質問の趣旨が十分に把握できなかった場合には、挙手いただきまして議長に発言の許可を求め、その質問の趣旨をただしてください。ただされた議員は、わかりやすく再度質問をし直していただきたいと思っております。当事者同士で勝手にやりとりをしないように、必ず議長に発言の許可を求めてからやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）この際、報告いたします。市長から平成22年9月9日付、橋総第93号をもって追加議案1件が送付されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。以上で報告を終わります。

○議長（中西峰雄君）この際、当局からの発言の申し出がありますので、これを許します。
総務部長。

○総務部長（中山哲次君）実は、大変申しわけございません。お手元に配付させていただ

いております主要施策成果報告書の中で、2点誤りがございましたので、訂正のほど、よろしく願いしたいと思っております。

まず1点目は、主要施策成果報告書の12ページの上段でございます。表の中の「市道妻河瀬線道路改良事業」におきまして、財源内訳に誤りがございました。大変申しわけございませんが、正誤表により訂正のほど、よろしく願い申し上げます。

2点目につきましては、190ページから191ページの年度別・性質別決算状況において、平成19年度数値と平成20年度数値が入れ替わって表記されてございます。2点目につきましても、太枠で囲まれた数値が正しい数値でございますので、訂正方よろしく願い申し上げます。

よろしく願いします。おわび申し上げます。

○議長（中西峰雄君）ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において2番 阪本君、7番 中谷和史君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中西峰雄君）日程第2 一般質問 を行います。

今回の一般質問の通告者は17人であります。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番 1、6 番 清水信弘君。

〔6 番（清水信弘君）登壇〕

○6 番（清水信弘君）おはようございます。

下水道接続に補助金を。

一つ目、下水道計画区域における事業認可区域内の住民が合併浄化槽を設置する際には、設置に対する補助金は出ません。この事業認可区域内に住む住民に対しては、あと何年で設置しますと明確に回答できるのですか。例えば、その区域内で新築を計画される方があって、その年限が明確であれば、それに沿った新築計画を立てることもできようというもの。

二つ目、既に公共下水道が布設された地域において、それに接続される条件としては、①新築、②くみ取りから、③単独浄化槽・合併浄化槽からと、以上の三つの態様が考えられると思います。趣は少し異にしますが、受益者負担金制度の考え方として、「公共下水道事業により特定の者が著しく利益を受ける場合には、この者に事業費の一部を負担させることが公平の原則に適合する」ということがうたわれています。①の新築の方は、加入負担金について全く異議はないことでしょう。②の方も快適性が増し、それが利益という考え方も異議は少ないと思います。③の方々は、快適性については公共下水道が来たからといって何ら変わるものではない。また、浄化槽といえども、個人にとっては設置に際し何らの補助金もなく、大枚な金額をかけた財産でもあり、加入負担金についてはやぶさかではなくとも、公共下水道接続時に浄化槽のくみ取り、清掃・消毒、取り壊しについて全部個人負担で行え、その後に加金を払って接続せよ、というのは行政の横暴に近く、下水道計画区域外の地区は別として、この3態様において、どのあたりが公平の原則に適合すると考えるのかと思います。その費用について

は行政が全額負担すべきだと思います。当局はいかが考えますか。

3 番目、また、下水道により「環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として当該地域の土地の資産価値が増加するため」とも受益者負担制度の考え方が示されています。未整備地区の浄化槽使用者と布設済み地区の方々の利便性、快適性の差異について教えてください。土地の資産価値が増加するともありますが、県の路線価決定、ひいては当市の固定資産税に、その考え方は反映されていますか。

四つ目、紀の川をきれいするという大命題に反論する者は一人もいないと思います。10 年程度以前、現在、これからと下水道が完備された後の、奈良県で吉野川、和歌山県に入って本橋本市終点の嵯峨谷川付近の紀の川、河口地点の3点における水質を示してください。

次は、市民病院の画像診断データの提供についてであります。

3 病院施設にかかっていた患者が市民病院に画像データを求めたところ、市民病院では病院に赴いて後、2 週間の日数を要し、費用もかなりなものを要した。しかも、かなりな量のデータを持ち帰ることになった。他の2 病院では電話予約が可能で、当日それを入手できる。データはディスク1枚、費用は無料とのこと。この差はいかにも大きく、その差の理由は何でしょうか。

また、このデータを請求する際には、身分証明書に該当するものの提出を求められたとか。他の2 病院では診察券のデータで間に合うとのことで、考え方としてそのとおりであると私も思います。今後の対処についてお伺いしたいと思います。

以上、1 回目の質問であります。

○議長（中西峰雄君）6 番 清水君の一般質

問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようございます。

清水議員の公共下水道接続についてのご質問に、水道事業管理者の私からお答えをいたします。

第1点目の、下水道事業認可区域内に新築計画をされる場合、面整備済みの地域と地元より受益者の公共下水道接続同意書を添付して工事要望書の提出のあった地域や、公共事業関係など他事業との関連地域の面整備を実施していく地域においては、明確に説明しております。

しかし、同じ事業認可区域内でも、地元の合意形成が整っていない地域や予算を含め事業実施が遅延している地域では、面整備の実施時期を明確にすることができておりません。

しかしながら、現在、国において平成22年3月に「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の閣議決定に基づき、法改正手続きを進めており、法案が改正されますと、来年度から事業認可手続きが廃止され、概ね5カ年の市が作成する事業計画書によって事業実施が可能となり、今後5カ年程度の面整備の施行区域を明確化が図れることにより、現行の長期間にわたっての制約の受けていた地域の浄化槽補助の課題は一定量解消されるとともに、新築をお考えの方に生活排水方法が概ね明確に説明できると考えております。

次に、第2点目の、公共下水道接続時に、浄化槽のくみ取り、清掃・消毒、取り壊しの費用については行政が全額負担すべきとおただしについてであります。公費での施工は個人の敷地の境界から内、約1m程度入ったところに公共汚水升を施工しています。よ

って、個人敷地内の公共下水道接続の改造工事と浄化槽施設の取り壊し等の費用は個人負担となります。この個人負担については、全国の自治体が同じ取り扱いをいたしております。

今後、接続率の向上と個人負担の軽減のために、敷地内の排水設備工事や浄化槽撤去等工事に対する助成制度や、既設浄化槽の汚水貯留槽への再利用などに対する補助制度も調査・検討が必要と考えられます。

次に、第3点目のうち一つ目の、未整備地区の浄化槽使用者と下水道布設済み地区の方々との利便性、快適性の差異についてのおただしについては、浄化槽には単独浄化槽と合併浄化槽があります。合併浄化槽については、管理が十分であれば差異はほとんどないと考えますが、単独浄化槽の場合はトイレのみの浄化であり、台所、お風呂、洗濯などの生活雑排水は処理されずに排水されることとなり、蚊やハエの発生の原因になるとともに、河川の汚れの原因になっております。公共下水道に接続されると、生活汚水すべてが下水道に流れ、衛生的で快適な環境となります。

次に、第3点目のうち二つ目の、下水道整備が県の路線価決定、ひいては当市の固定資産税にその考えは反映されていますかとおただしについてであります。土地の固定資産の評価については路線価方式を採用しており、この路線価格の基礎となる標準宅地の価格を決定する際に、環境条件の一つである「供給処理布設」の項目に下水道の整備についての項目が含まれておりますので、固定資産税評価に下水道整備のあるなしを反映し、評価額を決定しているところであります。

最後の、第4点目の、公共下水道の整備によって紀の川の水質改善状況についてのご質問であります。水質のデータ比較としては、水中に含まれる有機物が好氣的な条件下で微

生物の働きにより分解・安定化される際に消費される溶存酸素量のことで、河川の代表的な有機汚濁指標である「生物化学的酸素要求量（BOD）」でご説明いたしますが、紀の川の和歌山県の入口となる橋本市の最上流部の水質測定地点の恋野橋で、平成10年のBODが1ℓ中1.5mgから、平成21年のBODが1ℓ中0.8mgで約半数の値となっております。このことは、上流側の五條市を含む奈良流域下水道吉野川処理区が、平成3年から供用されている効果の一つの要因と考えられます。

また、橋本市区域の紀の川に関するデータ比較として、嵯峨谷川より下流側であります。かつらぎ町三谷橋の水質測定地点で、平成10年のBODが1ℓ中1.6mgから、平成21年のBODが1ℓ中0.7mgで約半分の値となっております。このことは、平成13年度から供用開始された紀の川流域下水道（伊都処理区）の供用開始による下水道普及が要因であろうと考えられます。

最後に、紀の川の河口地点としては、紀の川大橋の観測地点では、平成10年のBODが1ℓ中2.7mgから、平成21年のBODが1ℓ中1.1mgです。

これらのことから、下水道事業により、紀の川を含む公共用水域の水質改善に大いに役割を果たしていると考えられますので、橋本市公共下水道の整備率及び水洗化率の向上に、今後一層の努力をしてみたいと思っております。

今後、本市といたしましては、議員の貴重な提案も含め調査・検討を行い、より効果のある制度の構築に取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたさせます。

○議長（中西峰雄君）病院事務局長。

〔病院事務局長（尾崎慶和君）登壇〕

○病院事務局長（尾崎慶和君）市民病院の画像診断データの提供についての質問にお答えいたします。

患者から病院への画像データを求めるケースとしては、診療情報提供書と診療情報開示とがあり、診療情報提供書は、医師が治療上必要と判断した場合に、患者が他の医療機関で診療を継続するために当該患者の診療情報を要約書としてまとめ、レントゲンフィルム等の検査結果を添えて紹介状として提供することです。

また、診療情報開示とは、患者または代理人からの申請により診療情報の開示を求められた場合に、「橋本市民病院診療情報提供取扱要綱」で定められた方法により、診療情報を提供することです。

ご指摘の料金についてですが、診療情報提供書は診療報酬の適用を受けることから、他の医療機関からの紹介により画像データを含む診療情報の提供を行った場合は2,500円となり、患者負担を3割とした場合は750円となります。

一方、診療情報開示請求時のCT・MRI等の料金については自費扱いとなり、消費税抜きで900円といたしております。なお、料金設定については、68医療機関を調査した上で診療情報開示等に関する事務処理細則の10項で定めております。また、他医療機関のフィルム1枚当たりの最高額は3,000円で、最低額は300円であり、平均いたしますと773円となっております。

次に、CT・MRIを含む診療情報提供書及び医療情報の開示書類ができるまでの期間については、2005年5月から2010年8月までの間において、患者及び代理人より画像診断データの開示請求のあった86件を調査いたしましたところ、申請から提供までに要した日数は2週間以内が全体の6割となっております。

す。特に日数を要した主な原因は、申請者の都合により指定日に来院できなかった場合や、保険会社が代理人となった場合で費用の振り込みがないため保留となったなどの理由であります。

また、身分証明の確認については、「橋本市民病院診療情報提供取扱要綱」の第1条の個人情報保護及び第9条の本人及び代理人の確認のために身分証明等の提示を求めているものでございます。

なお、画像データの提供期間の短縮並びに費用負担の軽減を目的として、現在、本院においても、データのCD化を図るためにシステム会社に依頼しており、本年度中には完成する予定でございます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君、再質問ありますか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）今、市民病院のことからちょっとお伺いしたいと思うんですけども、費用が発生している、他の2病院施設が無料だったのに対して、橋本市民病院がかなり高額なものを要求されたということについての答弁はあったのか。求めるものが違ったんですかね。だいたい同じようなのを求めてそういう差異が発生しているとなったら、かなり橋本市民病院の体制も考えないかんような気がするんですけど、求めるものが違ったんでしょうか。ちょっと答弁願えますか。

○議長（中西峰雄君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）MRIで頭部を撮りますと、だいたい3枚ぐらいのMRIのフィルムが必要となります。CTでだいたい1枚程度でございます。それで、腹部でMRIでだいたい同じく3枚ぐらいで、CTでだいたい2枚程度ということになるわけなんですけれども、先ほど申し上げましたように

900円としますと、3枚で2,700円程度ということになるわけなんですけれども、特に保険会社等からの要求がございました場合には、その方の履歴に応じてすべてくれという場合がございます。それまでに撮ったMRI、CTのすべてのフィルムをいただきたい。その場合は、だいたい50枚程度になる場合もございますので、それを900円掛けていただきますと4万5,000円ぐらいということになります。

それで、多分その2病院は開業医ではなくて、大きな病院ではなかろうかと思えます。それはなぜかと言いますと、私ども、今システム開発を進めておるんですけども、だいたい260万円ぐらいのシステム設計が必要になってきますので、多分、大学病院とか公的機関か、民間でも大きな病院ではなかろうかと思うんですけども、清水議員おっしゃられています、その趣旨に沿った形でご答弁申し上げたつもりでございますけれども、その中で我々も、50枚程度が必要な場合は4万5,000円ほど必要ということもございまして、期間の短縮並びに料金の低減化を図るためにそのシステムを入れたいと思っております。CD化をしてしまいますと、その50枚のデータがすべてその中へ入ってしまうということになりますので、フィルムで持って帰っていただく必要もございませんし、1枚当たりだいたい1,000円ぐらいで提供できるのではなかろうかということで、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）そしたら、要するにだいたい1,000円で済むと。そしたら他の2施設は無料だけでも、その差は今のところ、市民病院としてはいたし方ないというような考えでよろしいんですか。

○議長（中西峰雄君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）先ほど申し上げましたように、病院のほうで要綱とか細則を定めておりますので、早くシステム化を図った後には1,000円といたしたいと思っておりますけれども、現在のところは1枚当たり900円でそれまでの間、継続したいと思っております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）済みません、ちょっと聞き逃したのかもわからんですけれども、身分証明書のなものは今後必要なんですか。

○議長（中西峰雄君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）先ほどご答弁申し上げましたとおり、本院の「橋本市民病院診療情報提供取扱要綱」というものを定めておりまして、第1条に個人情報の保護という関係をうたっております。特に、ご本人であるか否かをなぜ確認するのかといいますと、診察券であった場合でも、第三者が保有しておって持って来られたり、委任されて持って来られたりする場合、そのご本人なのかどうかの確認がとれないと。特に保険会社の場合は代理人の方が、保険会社の外交員が請求に来られるという場合がございますので、その辺は患者情報における個人情報を厳粛に行っていきたいというところでございますので、今も身分証明の提示を求めているところでございますので、これもご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）今、答弁を聞いていて思ったんですけど、ちょっと外れるのはご容赦願いたいと思うんですけども、事務局長は患者とおっしゃったと思うんですけども、私はそれでいいと思うんです。私も病院に行くことがありますけど、どの病院も全部、患

者さまと書いてあるんですよ。あれはどこからの指導があるんでしょうか。お客さまであることには違いないと思うんですけども、病院側がそこまでへりくだる必要あるのかなと思うんですけども、どこかの指導があるわけですか。済いません、ちょっと外れるんですけども、そういう指導があるんだったら教えてください。

○議長（中西峰雄君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）私の記憶では、約十二、三年前だったと思うんですけども、患者「さん」から「さま」にするというようなことが一般風潮として出ました。それは東京都内の聖路加国際病院とか、聖マリアンナ病院で患者さまと呼び始めたということがございまして、それが全国的に広まっていったというところがございます。

現在、「さま」と「さん」の使い分けを行っております。「さま」といいますのは、あまりにも持ち上げた言葉であり、患者さん側からのアンケートを徴したところ、患者さん側からも、何か診療所でしっかり我々はやってほしいんであって、「さま」と言って持ち上げていただきたくない。ですから、医療者側と患者側が対等な立場で考えていただいたら結構ですというアンケートも本院のほうでも多く寄せられました。そういうこともございまして、全国ベースでまた「さま」から「さん」に戻っていておりますし、患者さんを会計等で呼ぶときには「さま」と呼びましたりしております場合がありますけれども、病棟等ではあまり「さま」とか言わないような形で、全国的にはまたもとに戻つつあるというようなどころでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）十分納得させていただきました。ありがとうございます。

下水道に戻りまして、1番の、新築を計画される方は、資金計画が整い次第一刻も早く建てたいというのが人情だと思うんです。あと何年で公共の下水道が引けますという計画を聞けば、それに沿って先延ばしもできると思うんですよ。しかし、それは新築計画者の本意ではないような気がするんです。金の回りがまたそれだけ遅れて、大きな話になりますと、日本経済にとっても決して好ましいことではないと思います。

それよりも、答弁が、事業認可区域で即新築したいという方には浄化槽設置に対して補助金は出るようになるのか否か、ちょっと理解しづらかったんですけども、これは出ないんですよね、という理解でよろしいんですね。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（古井良平君）ただ今、市長が答弁したように、事業認可区域においては浄化槽の補助はただ今出ません。ただ、今年度中に改正が予定されております、事業認可区域の認可区域が取り外れるということが改正されましたら、すぐに認可区域と外れて補助金を受けられます。

それと、ただ今後その改正に伴うことにつきましては、市が5カ年事業計画を行う地域においては、その地域では補助金は出ないということでございます。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）わかりました。そういった出ない地区の方々、その計画区域の方に対してでも、下水道布設時には協力をお願いしますよという格好で補助金を出しておけば、ついたときには即引いてつけてくれるであろうし、長い目で見て負担金も入ってくるわ、下水道の使用料も入ってくるわ、長い目で見たら、結局行政が得になるような気がするんです。ご一考をお願いしておきたいと思いま

す。

次の2番目でありますけれども、しきりに公平の原則に適合するという表現があるんですけども、私、個人的にはこれは理解しがたいわけですね。答弁は求めませんが、こういう表現はいかにも勝ち組というか、公務員の発想によるものだと思うんです。個人的には、こういう表現はやめて削除を求めておきたいと思います。

それと、市井の建設業者、水道業者がどんどん、どんどん廃業していく状況にある中で、補助金によってでも1件でも2件でも工事が受注できるようになれば、それだけで事業を継続していこう、生きていこうという希望がわいてくると思うんですよ。毎月10万円の工事があれば、業者はものすごくありがたいわけですね。そのことに対して、市が補助してやろうと、1件でも多く工事を受けさせてやろうという考えがあれば、業者に生きる希望を与えることができるわけですよ。たとえばというのは大きいかわからんけど、10万円でも5万円でも補助してやれば、業者は、民間の人もよしやろうじゃないかと、そういう協力を受けられると思うので、そのことも十分に考えていただきたいと思います。

3番目であります。固定資産税について、堂々と反映されていますと言われたら、ちょっと引くところはあるんですけども、今、県の路線価格については、当地方では全くていをなしていませんよね。早い話が、路線価で今持っている土地が売れようもんなら、この地方の経済は一気に回復基調に向かうのではないかと思います。市井の商業地区では、高く評価される固定資産税について、それに応じた商売ができてないと。今やもうあっぱあっぱの状況なんですよ。その点で言うと、固定資産税が高くなるものなら下水は来てほしくない、という理論が導かれつつある

わけですわ。

だから、県の路線価を無視して固定資産税をかけてくれとは言いませんけれども、その点も十分心得られた答弁で、これから説明される時には仕方ないのかなという気もするんですけども、固定資産税については本当に皆、腹立たしさでいっぱいであると思いません、ということをお伝えしておきます。

4番目であります。川というものは三尺流れれば水清しと言われて、現在の活性汚泥法についても、だいたい川のバクテリアが汚物を食うという発想からなっているもので、それはそのとおりであると思っています。日本国民の文化生活が向上して、だんだん、だんだん排水の量も多くなるわ、薬品も多くなるわ、それはもう河川の汚れは仕方がない。また、工場の大量排水が河川を汚しているということにも違いない。答弁を聞いていて、下水道の普及が水質向上に大きく寄与していることは十分わかりました。河川の生物体系も昔に戻ってくることでありましようけれども、こういったことを市民、国民も、これに協力すべきことは重々わかっているつもりであります。

今、それでも負け組ばかりというような状況になってまいりまして、衣食足りて礼節を知るという言葉がありますけれども、食うや食わずで、まあそんな人はあまりおらんと思えますけれども、衣食も足りてないのに紀の川のことまでよう面倒見んわというような方もかなり多いと思うんですよ。だから、少しでもこういった浄化槽行政に補助金なり何を提供して、もっと経済を上げることにご一考を願いたいと。

だいたい、食うや食わずというのは、ようわかりますやないですか。差し押さえが2年ほど前の20倍にも30倍にもなってるわけですよ。そんな中で、紀の川をきれいにするために浄

化槽してやと言うたって、だれもしませんで。その差し押さえの金額を補助金に回せとまでは言いませんけれども、以上で質問を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長(中西峰雄君) これをもって、6番 清水君の一般質問は終わりました。